

委託契約における労働関係法令遵守の確認等に関する要綱

平成 25 年 2 月 1 日

総務部長決定

改正 平成 26 年 2 月 1 日

平成 27 年 1 月 5 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公共サービス基本法（平成 21 年法律第 40 号）第 11 条の趣旨に基づき、豊島区（以下「区」という。）との委託契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保に資するため、区の契約の相手方の労働関係法令遵守の確認等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第 2 条 労働関係法令遵守の確認を行う契約は、予定価格 1,000 万円（年間契約（4 月から翌年 3 月までの契約をいう。）は 500 万円）以上の請負・委託契約のうち、業種が建物清掃、人的警備・受付、設備管理保守（消防設備等）及び道路・公園清掃の案件とする。ただし、区長が別に定める場合は、対象としないことができる。

(確認方法)

第 3 条 前条の契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約締結後、速やかに区長あて、労働関係法令の遵守に関する報告書（別記様式 1）により、当該契約に関して労働関係法令を遵守していることを報告しなければならない。

(区の調査権)

第 4 条 区長は、前条の報告内容に疑義が生じたときは、関係書類の提出を求め、受託者について従事する者の労働条件や労働環境（以下「労働条件等」という）を調査することができる。

2 前項の調査は、必要がある場合は社会保険労務士等に委託することができるものとする。

(労働条件等の調査)

第 5 条 区長は、前条の場合のほか、任意に受託者から対象を選定して、社会保険労務士等による労働条件等調査を行うことができる。

(契約の解除等)

第 6 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者に指名停止の措置を講じ、又は当該契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者に労働関係法令上の違反があったと認められたとき

(2) 第 3 条の報告に虚偽があったとき

(3) 第4条又は第5条の調査について正当な理由がないにもかかわらずこれを拒んだ場合

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。